

補償制度のご案内

万一の事故発生につきましては、お客様の負担を軽減し、スムーズな賠償を実施するため『総合補償制度』を確立しております。

	分類	機種	補償料 (円/日)	対人賠償	対物賠償	人身傷害	車両損害補償 部分損	車両損害補償 全損・盗難							
登録ナンバー付きレンタル車両	レンタカー	軽ダンプ	400	無制限 1事故お客様負担金 20万円 ※お客様ご負担金とは、保険が適用された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。 ※1事故(1回の動作で生じた事故)20万円未満は実費請求いたします。	無制限 1事故お客様負担金 20万円 ※お客様ご負担金とは、保険が適用された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。 ※1事故(1回の動作で生じた事故)20万円未満は実費請求いたします。	1名につき 3,000万円	お客様負担金 1事故 10万円～20万円 ※お客様ご負担金とは、保険が適用された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。 ※1事故とは1回の動作で生じた事故をさします。 ※部分損、全損盗難は、機械ごとにお客様の負担金が異なります。 ※全損とは、事故により損傷し原状回復・修理ができないと弊社が判断した場合をさします。 ※補償対象外事項がございます。該当する場合、補償が認められません。 ※補償料を徴収していない汎用機械は補償対象外です。損害が生じた場合は対応できません。	お客様負担金 購入時の本体 価格の10%且つ 下限が20万～ ※上記の金額は下限です。車両の購入年月日、購入価格により変動します。 ※お客様負担金とは、保険が適用された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。 ※部分損、全損盗難は、機械ごとにお客様の負担金が異なります。 ※全損とは、事故により損傷し原状回復・修理ができないと弊社が判断した場合をさします。							
		2 t・3 tダンプ	700												
		4tダンプ	900												
		10tダンプ	1,600												
		軽トラック	400												
		1.5 t 平ボディ	700												
		2 tダブルキャブ	700												
		2 tパワーゲート車	700												
		2 t・4 t 平ロング	700												
		2 tクレーン付	700												
		3 tクレーン付	800												
		4 tクレーン付	900												
		4 tアームロール車	900												
		軽自動車(エブリイ等)	400												
		ハイブリット(アクア等)	700												
	ミニバン・ワンボックス(ハイエース等)	700													
	SUV(普通車のジムニー等)	700													
	バン(プロボックス等)	700													
	高所作業車	直伸式 9.9～27 m	900												
		スーパーデッキ 12 m	900												
		クローラ式高所作業車 7 m	500												
		クローラ式高所作業車 9 m	800												
散水車	4t	900													
	ホイールローダー	0.3～0.5m ³ (旧JIS)							600						
フォークリフト	0.9～1.20m ³ (旧JIS)	900～1,100													
	2.5t	500													
	10t	900													
	10t	900													
	コンバインドローラー	2.5 t～4t							500						
	登録ナンバーのない建設機械	油圧ショベル							0.08m ³ 未満(旧JIS)	400	1億円 (1名につき) 1事故(1回の動作で生じた事故)につき 3億円 1事故(1回の動作で生じた事故)お客様負担金20万円	2,000万円 1事故(1回の動作で生じた事故)お客様負担金20万円 ※お客様ご負担金とは、保険が適用された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。 ※1事故(1回の動作で生じた事故)20万円未満は実費請求いたします。		お客様負担金 1事故 1万円～20万円 ※お客様ご負担金とは、保険が適用された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。 ※1事故とは1回の動作で生じた事故をさします。 ※部分損、全損盗難は、機械ごとにお客様の負担金が異なります。 ※全損とは、事故により損傷し原状回復・修理ができないと弊社が判断した場合をさします。 ※補償対象外事項がございます。該当する場合、補償が認められません。 ※補償料を徴収していない汎用機械は補償対象外です。損害が生じた場合は対応できません。	お客様負担金 購入時の本体 価格の10%且つ 下限が5万～ ※上記の金額は下限です。車両の購入年月日、購入価格により変動します。
									0.08～0.2m ³ 未満(旧JIS)	500					
0.25m ³ 未満(旧JIS)			800												
0.4m ³ 未満(旧JIS)			900												
0.45m ³ 未満(旧JIS)			900～1,100												
0.7m ³ 未満(旧JIS)			1,100～1,300												
1.2m ³ 未満(旧JIS)			1,300												
ブルドーザー		3t	600	※お客様ご負担金とは、保険が適用された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。 ※1事故(1回の動作で生じた事故)20万円未満は実費請求いたします。											
		7t	700												
		9t	900												
		15t	1,100												
		19t	1,300												
キャリアダンプ		最大積載量 1t 以下	400												
		最大積載量 2 t	500												
		最大積載量 4t～7t	700～900												
		最大積載量 10t 以上	1,100												
クローラークレーン		4.9 t 吊り以上	1,500												
		振動ローラー	700 kg以下							300					
コンプレッサー	10 t	900													
	25馬力～35馬力	200													
	50馬力	300													
	100馬力	600													
発電機	180馬力	700													
	10KVA～20KVA	400													
	37KVA～80KVA	500													
ウェルダ	100KVA	600													
	150A	200													
	190A	300													

補償の対象外となる事項

(次の項目に該当する場合、補償の対象外となります)

◆ 事故

- ・事故現場で、被害者又は加害者と示談交渉（口約束、署名）を行った場合
- ・事故を起こした人と被害者の勤務する会社と同じ（元請、下請を含む）場合
- ・事故を起こした人あるいはその人の所属する会社の管理下にある財物が被害に遭った場合
- ・偶然的な外来の事故によらない電氣的、機械的の事故
- ・登録ナンバーのない車両、機械で公道を走行し生じた事故
- ・2事故だが、1事故と報告するなど故意の報告をし損害を免れようとした場合
- ・契約期間が過ぎても連絡がなく、返却せずに使用し発生した事故
- ・予見できた事故
(例/クレーンの最大吊荷重を超えて吊り上げ、クレーンを破損させる。油圧ショベルで無理にものをつかみアームを破損させたり、アタッチメントを壊す)

◆ 使用方法

- ・故意または重大な過失があり、本来の使用方法から逸脱した場合
- ・高所作業車、クレーン付きトラック、ダンプ等のベッセル、アウトリガー、ブームの格納を忘れたまま走行し生じた損害
※過失の有無を確認し、過失がないと判断した場合はこの限りではない
- ・用途外使用で生じた損害
(例/油圧ショベルのノーマルバケットでの杭打)

◆ 損害

- ・レンタル機械により生じた2次的損害（工事の遅延による違約金の発生など）の請求
- ・無免許、無資格、運転中の携帯電話の使用、酒酔い・薬物の乱用により正常な判断が出来ない状態により発生した損害
- ・貸し出した状態ではなく、独自の架装がされ、それにより生じた事故
- ・運搬中の事故、道路交通法違反による損害、
(例/高さ制限違反、過積載、積荷を適切に固定せず起きた事故で第三者へ損害を与えた場合)

- ・日常点検、異常が発生した場合の点検等を怠った使用による損害
(例/オイルの警告が点灯しても、点検や弊社への連絡を行わず使用しエンジンを焼き付かせた場合)
- ・申込者ではない第三者が使用し発生した事損害

◆ 管理

- ・修理、整備作業により過失または技術拙劣により生じた損害
- ・通常の使用結果として生じる消耗品（覆帯、ベルト、チェーン、オイル、電球等）の損害
- ・自然の消耗、劣化、錆（塩害を含む）、かびによる損害
- ・燃料に起因する損害（劣化した燃料を使用した、ディーゼル車にガソリンを給油したなど）
- ・作業で汚損したまま放置し、適切な管理を怠った場合
- ・管理不備により生じた事故
(例/施錠できる場所にあるにもかかわらず、その施設を施錠しない。機械の鍵を付けたまま放置し、第三者が使用し損害を発生させた場合)

◆ 盗難

- ・詐欺、横領。警察に届け出がない、又は受理されない盗難
- ・部品のみ（モーター、バッテリー等）の盗難

◆ 報告

- ・度重なる事故を起こし、物品を損傷させたにもかかわらず連絡がない場合
- ・事後報告。返却の際に、使用中に損傷した事を報告した場合

◆ 天災、紛争、その他

- ・地震、噴火、津波、洪水等天災による損害
- ・戦争、紛争、暴動による損害
- ・災害が予見させるのに対策をしない
(例/台風が接近しているのにレンタル機を現場に置いたままで水没させる)
- ・事故原因があいまいで、正確な事故状況を確認できない
- ・その他、引受保険会社が事故と認定しなかった場合

※世情の変化により、予告せずに変更する場合がございます

事故発生時は下記のご対応をお願い致します



※表にないものは、担当営業、最寄りの営業所へお問い合わせをお願いいたします。



本社	TEL:0242(85)6721 FAX:0242(85)6731 〒965-0877 福島県会津若松市西栄町6番23号
会津営業所	TEL:0242(58)3738 FAX:0242(58)3730 〒965-0102 福島県会津若松市真宮新町北3-13
喜多方営業所	TEL:0241(24)2539 FAX:0241(24)2429 〒966-0003 福島県喜多方市岩月町榎野字館野2030-1
三春営業所	TEL:0247(62)8003 FAX:0247(62)8005 〒963-7719 福島県田村郡三春町貝山字馬場53
二本松営業所	TEL:0243(53)2115 FAX:0243(53)2116 〒969-1403 福島県二本松市渋川字舟山99-1
福島営業所	TEL:024(572)3677 FAX:024(572)4188 〒960-8201 福島県福島市岡島宮沢前15-32

田島営業所	TEL:0241(63)6470 FAX:0241(63)6471 〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字田部原252-1
南相馬営業所	TEL:0244(26)5611 FAX:0244(26)5620 〒979-2324 福島県南相馬市鹿島区川子字滝沢136番地
相馬営業所	TEL:0244(32)0661 FAX:0244(32)0662 〒979-2611 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字紙衣沢62-1
富岡営業所	TEL:0240(23)5161 FAX:0240(23)5162 〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚590-1
いわき営業所	TEL:0246(88)6391 FAX:0246(88)6392 〒970-1141 福島県いわき市好間町愛谷字塚ノ町44番地
郡山営業所	TEL:024(954)7877 FAX:024(954)6811 〒963-0201 福島県郡山市大槻町字笹ノ台53番4号